

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H28.12.26	H29.1.6	リース事業者が販売事業者として〇〇へ売却した物品を資産登録している事実及び購入した〇〇が当該物品を資産登録している事実を証明する公文書				1												当該請求内容に係る物品を特定するために必要な、販売物品の購入元又は購入先の事業者情報を示す資料は固定資産税（償却資産）の評価・課税にあたって売買の当事者双方から収集する必要が業務上ないので当該請求内容のような公文書は作成又は取得されておらず、不存在であるため	主税局資産税部固定資産評価課
2	H28.12.16	H29.1.13	使送終了報告書（平成28年1月28日） （平成28年2月2日） （平成28年2月4日） （平成28年2月4日） （平成28年10月27日） 接触状況報告書（平成28年3月14日） （平成28年5月23日） （平成28年6月8日） （平成28年6月9日） （平成28年8月10日） 平成27、28年度議員等対応メモ	14	1															主税局総務部総務課
3	H28.11.22	H29.1.20	(1) 東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成23年10月5日） (2) 東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成25年4月26日） (3) 東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成24年4月23日） (4) 東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成24年5月25日） (5) 東京高等裁判所判決書（損害賠償請求控訴事件）（口頭弁論終結日平成24年6月20日） (6) 最高裁判所決定書（損害賠償請求上告受理申立事件）（上告受理申立日平成24年9月7日） (7) 東京地方裁判所判決書（国家賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成25年9月10日） (8) 東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成28年9月9日） (9) 東京高等裁判所判決書（損害賠償請求控訴事件）（口頭弁論終結日平成25年10月8日） (10) 最高裁判所決定書（損害賠償請求上告受理申立事件）（上告受理申立日平成25年12月6日） (11) 東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成28年2月26日） (12) 東京地方裁判所判決書（国家賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成27年7月6日） (13) 東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成26年10月7日） (14) 東京地方裁判所判決書（国家賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成28年8月31日） (15) 東京地方裁判所判決書（審査決定取消請求事件、訴えの追加的併合事件）（口頭弁論終結日平成28年7月19日） (16) 東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成28年9月21日）	504	1				1	1								1	1 事件番号、原告名称（条例7条1号、2号、6号該当） 当該事項は事件が特定できる情報であるため、開示すれば裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となる。本事件の訴訟記録には、訴外である特定の個人に関する情報が含まれている。よって、当該事項を公にしまうと、当該個人識別情報及び本処分で非開示とした情報を開示したのと同様の結果を招くため 2 判決言渡日、裁判所支部名称、裁判官名、書記官名等（条例7条1号、2号、6号該当） 当該情報は、その他の開示された情報やホームページ、法律雑誌等に掲載している情報と照合することにより、請求対象の訴訟事件の特定につながり得る情報であり、公にしまうと、請求に対して非開示とした情報や訴訟記録に含まれている訴外の特定の個人に関する情報を開示することと同様の結果を招くため 3 原告等個人の氏名及び住所（条例7条2号該当） 当該事項は特定の個人を識別することができる情報であるため 4 物件情報（条例7条2号、6号該当） 当該事項は個人の資産に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。また、税務調査によって収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障を来すおそれがあるため 5 税額関連情報（条例7条1号、2号、6号該当） 当該事項は賦課徴収事務により知り得た秘密であり、これを公にすることが地方税法第22条に抵触するおそれがあるため。また評価額等の、課税標準額、税額を算出する情報は、上記情報を開示することと同様の結果を招くため。さらに税務調査によって収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障を来すおそれがあるため	主税局資産税部計画課
4	H28.12.26	H29.1.23	自動販売機の設置事業者が、平成26年度に都庁舎内に設置されていた清涼飲料水の自動販売機の資産登録を行っている事実及び自動販売機に対して課税される固定資産税（償却資産）に係る納税の事実を証明する公文書				1												当該請求内容に係る物品を特定するために必要な、自動販売機の設置先を示す資料は固定資産税（償却資産）の評価・課税にあたって自動販売機の設置事業者から収集する必要が業務上ないので当該請求内容のような公文書は作成又は取得されておらず、不存在であるため。また、当該請求内容に対応した、個々の資産に応じた本税の納税の事実を確認できる公文書も存在しないため	主税局資産税部固定資産評価課・徴収部徴収指導課

